明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産六三）　一

〔告　示〕
○除籍の一部が滅失した件（法務三六〇）　一
○日本国に帰化を許可する件（同三六一）　一
○青年海外協力隊の派遣に関する日本国政府とスワジランド王国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二三一）　二
○国際連合安全保障理事会決議第二千二百十六号（イエメンに対する制裁等に関する決議）に関する件（同二三二）　三
○食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第十七条の規定に基づく指定認定機関の事務所の所在地の変更の件（厚生労働・農林水産一）　五
○種苗法第四十九条第一項第四号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産一七〇七）　六
○地すべり防止区域を指定する件（同一七〇八）　六
○地すべり防止区域を追加指定する件（同一七〇九）　七
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定等をした件（国土交通八三九）　七
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（同八四〇）　七
○登録基幹技能者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件（同八四一）　七
○漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定める件（防衛一二七）　八
○海上における射撃訓練を実施する件（同一二八～一三〇）　八

〔国会事項〕
金融庁　復興庁　法務省　農林水産省　八

〔人事異動〕
諸事項　八

〔叙位・叙勲〕
九

〔褒　賞〕
九

〔皇室事項〕
九

〔官庁報告〕
官庁事項　九
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について（金融庁）　九
労　働
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　一〇

〔公　告〕
諸事項
官庁
司法書士法人懲戒処分、司法書士懲戒処分、犯罪被害財産支給手続開始決定関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　一〇
会社その他　一〇

省令

○農林水産省令第六十三号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年七月六日

農林水産大臣　林　芳正

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の(1)のイの表豚、鶏又はうずらの項(ウ)中「又は滅菌剤」を「、滅菌剤又は畜しょうたん白」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。